

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年6月23日（火） 16時05分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ SNSにおける不適切書き込みを発見した場合に投稿できるアプリの利用を開始します

質疑事項

- ・ 南部地域の体験教育旅行への支援について
- ・ 定例会の議題と報告題について（三重県いじめ対策審議会と三重県いじめ問題対策連絡協議会について）
- ・ 定例会の議題について（三重県立美術館協議会委員について）
- ・ 定例会の報告題について（令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程について）

発表項目

今日は1件発表させていただきます。

内容は、SNSにおける不適切な書き込みを投稿できるアプリの利用を開始するというものです。

県教育委員会では、子どもたちのインターネットにおけるトラブルを防止するために、SNSでいじめや不適切な書き込みを発見した場合に投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成いたしました。本日から利用を開始させていただきます。

まず、アプリの目的ですけれども、今までもパトロールという形で、学校名やその略称などのキーワードを用いてインターネット上を検索するネットパトロールを行っていますが、SNSなどでの閉ざされたやりとりや、キーワードが記入されていないいじめや不適切な書き込みについては、なかなか検知に至るのが難しいという状況にあります。この「ネットみえ〜る」は、そうした対象から外れる書き込みを情報提供してもらうために作成いたしました。まず、このアプリをダウンロードしていただいて、発見した方がその書き込みをスクリーンショットで撮って、その画像や被害に係る情報をアプリへ投稿してもらうというものです。

別紙のチラシを見ていただきますと、「いじめにあっている。」、「不適切な書き込みを見つけた。」、「友達がいじめられてるのを見たけど、声をあげられなかった。」というような場合に、QRコードからこのアプリをダウンロードしていただきますと、「ネットみえ〜る」の画面が出てきます。「手順は簡単、3ステップ」ということで、まず、スクリーンショットした画像をアップロードしてもらいます。その次に、「詳細入力」という画面にいくので、

被害に遭っている子のことについて情報を入力します。送信ボタンを押すと、必要に応じて、ご自身の連絡先を入力して相談いただくことも可能であり、個人情報の入力という画面が表示されます。入力は自由ですが、関係機関と連携して対応するため、できる限り入力をお願いしています。

加えて、地域の相談窓口ということで、県教育委員会が平成30年度から中学生以上の生徒を対象に、「子どもSNS相談みえ」を実施し、LINEで相談を受けています。それから、県の総合教育センターが、「24時間子供SOSダイヤル」および「教育相談」を実施しています。

いじめは、子どもの教育を受ける権利を奪い、大切な命を危険に晒すことはできないということと、いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであることから、学校だけの問題ではなく社会全体の問題であり、子どもに関わる全ての大人が意識を高め、社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組み、いじめから子どもを守る。また、子どもたちも見て見ぬふりをせず、傍観者とならず、また1人で抱え込まずに相談をしてほしいということを書いています。

投稿いただいた画像や情報は、県教育委員会が管理するクラウド上に保存され、平日の毎朝、生徒指導課で確認いたします。その画像や被害等に関する基本的な情報などから、学校等が特定できるものは、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して、削除を行ったり、被害に遭っている児童生徒を守るための対応などの心のケアを行ってまいります。主な事例と対応については、そこに書かせていただきました。

周知については、児童生徒や保護者に対しては、各学校のメール配信システムや学校のホームページ、学年通信などを活用して周知していきます。それから、このアプリを紹介したチラシも配布し、県内全ての学校について周知を依頼します。三重県教育委員会のホームページへの掲載や、いじめ防止応援サポーターの方々や、市町へのチラシの設置等について、協力を依頼させていただきます。

大学生との連携として、今後、アプリを利用したパトロールに協力していただける大学生を募集します。まず、ネットの有効活用や危険性に関する研修を受けてもらい、ツイッターやインスタグラム等におけるSNS上の不適切な書き込みを見つけた場合は、フリーで投稿してもらいます。また、小中学生に近いということで、大学生にインターネットの適正利用に関する出前授業も実施してもらおうと考えています。

最後に、この取組については、「みんなで作る（みんなで作るか みえの予算）」により実施する事業です。

以上です。

発表項目に関する質疑

○SNSにおける不適切書き込みを発見した場合に投稿できるアプリの利用を開始します（質）他県でも取り組んでいるのでしょうか。

(答) 民間が学校単位で、有料で画像を送れる取組を行っているところもありますが、教育委員会が広くいろんな方を対象にするのは、我々が調べた範囲では他に取組まれているところはないです。

(質) 市町村教委も含めてないということですか。

(答) そうです。

(質) 検索しにくいというのはグループラインとか、そういったものを想定しているのでしょうか。

(答) そうですね。グループラインはそもそもネットパトロールの検索の対象にならないので、そういったところを想定しています。

(質) 仮にそういったものを見つけて通報したいという人がいる場合、名前とかを書くのは任意なんでしょうか、そこで躊躇する場合があると思うのですが。

(答) もしどうしても躊躇される場合は、なかなか手掛かりがなくなるわけですが、そういった事例があるということ、いろんな機会を通じて周知しながら、注意喚起していきたいと思います。

(質) かなり効果が期待できそうですか。

(答) そうですね。今までネットパトロールをずっとやってきましたけれども、閉ざされたところではできないということで、そういったことを見つけた方に投稿していただいて、差別やいじめを受けていたりするような子が1人でも減るような効果を期待しています。

(質) ネットパトロールと補完的に、補いながら運用して、より効果的になるようにと。

(答) そうですね。あと、この前の定例記者会見でも公表させていただきましたけれども、学習資料という形で、そもそも学校の中でコロナに代表されるような正しい情報に基づかないことはよくないということをしっかり教えていくということと、この3つで今年度取り組みたいと思っております。

(質) ネットパトロールの状況はどのような感じですか。

(答) 今年度は5月15日からコロナウイルスに関わった不適切な書き込みについて対応させていただいておりまして、昨日現在で13件、パトロール上で検知されております。4段階のリスクレベルを設定しておりますけれども、いずれも一番低いレベルという状況です。

(質) 学校とか個人の特定には至らないようなものということですか。

(答) そうです。

(質) 対応策で素朴な疑問ですが、例えばAさんが、そういう被害を受けたというかいじめについてのこんなメールが来たとして投稿すると、そのメールを仮にBさんが送ってきていたとしたら、それはある程度特定できることなんですか。Bさんに対して、例えば注意とかをするんですか。

(答) そうですね、そこは丁寧なやり取りが必要になると思いますが、できる限り指導というか、学校中心になるかもしれませんが、そういったことが起こらないように、あ

るいは起こったことについて指導していきたいと思います。

(質) それをやった場合、Aさんが二次被害に遭うということはないですか。

(答) それは通報、投稿していただいた方がという意味ですか。

(質) 当然送った側のBさんは誰に送ったかわかるじゃないですか。そこで第三者機関的なものが、こういうメールを出しちゃダメだよとか、生きる意味とかを説いて、それによってBさんが反省すればよいけれど、逆に余計にAさんに対していじめをするということもありえるじゃないですか。そのあたりのセーフティネットのようなものはどうするのですか。

(答) そもそも傍観者になってしまうということが、あるいは当事者同士でなかなか物を言いにくいということがあるかもしれませんが、そこは個々のケースによるとは思うんですけども、一旦例えば注意したということにとどめるのではなく、その関係性や学校の中での状況などを丁寧にやりとりして、今おっしゃっていただいたようなその後の二次被害、あるいはいじめがさらに増幅するというのは、まさにあってはならないことですので、そこはまず状況を丁寧に聞いて、慎重に対応していくということになります。

(質) 偽のタレコミがあった場合はどうするのですか。Aさんが自作自演だったら。もしくは第三者による「BさんがAさんをいじめている」というフェイクがあったらどうするのですか。それはどう判断するのですか。

(答) そこはまず投稿いただいた方に状況を聞かせていただかないと。

(質) 匿名だったらわからないじゃないですか。Cさんが「BさんがAさんをいじめている。」というフェイクを匿名で流した場合はどうするのですか。

(答) そこに出てきた登場人物に、慎重に丁寧に確認をさせてもらうところから始まると思います。

(質) その前に、これって「ヒトラー・ユージェント」というか、戦時中の「隣組制度」というか、「お隣さんがこんなことをしているよ」とか「あの子はヒトラーに従っていない」というような権利侵害にはならないんですか。

(答) そこは権利を侵害するとか権利を奪うとかいうことよりも、不適切な投稿であったりいじめられているといった状況を見受けたときに、我々に教えていただくということで、それは例えばいろいろなアンケート調査で、いじめを見た場合や不適切な言動があった場合などをできるだけ書いてもらうようにしているんですけども、そういったことと同様に我々はとらえております。

(質) 確認するというのは、いじめた側の人が仮に生徒ならば、学校関係者がやるんですか。それとも教育委員会が直接やるんですか。

(答) まず基本的に学校関係者を想定しています。それまでの関係性やいろいろな友人関係などを十分把握できていると思いますので。

(質) 繰り返しますけれど、他の公的機関がやっていないのは危ないからではないですか、

権利侵害で。隣組制度の復活というか。

(答) 先ほども申し上げましたけれども、民間のところを利用してやられている公的機関はいくつかあります。

(質) 通ったんですね、教育委員会とか。県教育委員会事務局が知恵を絞って、これはOKだと許してるんですね、この制度を。

(答) そうです。

(質) 大丈夫なんですか。批判を浴びないですか。

(答) 私どもとしては、この取組については、いじめを受けている子どもたちがいるということについて、なかなか当事者間で難しい事情で、今まで例えばネットパトロールという形でオープンになっている部分はやっておりましてけれども、こういった閉ざされたところでなかなかわかりにくいところについて、なんとか1人でも苦しんでいる子どもとか、不適切な状況にある子どもたちを救いたいという思いでございます。一方で、慎重に運営しなければいけないということはやっぱりあると思いますので、そこは投稿いただいて、ある程度学校とかそういうところがわかった段階で、その当該校なり当該市町教育委員会とは慎重に対応させていただくつもりです。

(質) 先ほど書き込みの削除とかケアを進めていくという発言がありましたが、実際のところ削除につながったケースは実績としてこれまでどれぐらいあるんですか。

(答) それは三重県においてネットパトロールで検知したということによいですか。

(質) そうです。今までありますか。

(答 生徒指導課長) 昨年度のネットパトロールの中で、「リスクレベル高」に該当するものが17件検知されております。そのうち13件については削除依頼し、削除していただいております。残りのところは、サイトのほうが削除依頼に応じないというような回答もありますので、そういったところは削除には至っておりません。

(質) 昨年度1年間では、13件の削除があったということですか。

(答 生徒指導課長) そうです。

(質) これは事業者に依頼をして削除してもらおうということですか。

(答 生徒指導課長) サイトの管理者に依頼をしてというものもありますし、投稿者に指導をして投稿者のほうから削除したものもあります。

(質) 大学生と連携するとありますが、これはどういう理由でするのでしょうか。

(答) 去年の「みんなつくる予算」のご提案の中でも、やっぱり中高生に近いということと、インターネットやSNSを日常的に使っている立場で中高生の時代を経て大学生に至っているということで、ご自身で経験されたこともあるでしょうし、生徒に近い年齢でということ。ただその際も、我々のほうでしっかり研修をさせていただいて、やっていただければと思います。

(質) ネットパトロールの場合だと、大学生との連携はありかもしれませんが、このケースだとなかなか見つけるというのが難しいんじゃないですか。

(答) ですので、出前研修という形で小中高校に大学生が出向いて、小中高生に向けて研修してもらおうということも考えています。

(質) 近い位置から話をしてもらおう、講師になってもらうということですか。

(答) そういことです。インターネットの適正利用に関する出前授業という形です。

(質) 三重県内の大学生ですか。

(答) そうです。

(質) これは見つけてから、アプリを入れて投稿してもいいんですか。

(答) そうです。

(質) これは「みんなつく予算」の一事業ということでしょうか。

(答) そうです。

(質) これは何の事業、事業名になるのでしょうか。

(答 生徒指導課長) 「子どもたちのインターネットトラブル防止事業」ということで実施をしています。

(質) 開発にはどれくらいかかっているんですか。

(答 生徒指導課長) アプリの開発にかかったお金は470万円です。実際にはアプリの作成だけでなく、アプリの運用でありますとか、投稿していただいた情報を管理するクラウドの費用も必要になってきますので、そのアプリの運用、クラウド上の管理にかかる費用が約330万円ということになっております。

(質) 合わせて800万円ということですか。

(答 生徒指導課長) アプリに関してはそうです。事業全体ではこの800万円以外にも、先ほどありました大学生に学校へ行って授業をしてもらおう費用ですとか、大学生向けの研修をする費用ですとか、そういうものも入っております。

(質) 管理の330万円は毎年かかる額ですか。

(答 生徒指導課長) 基本的には必要になってきます。ただどれぐらいの投稿数があるとか、そういうことによって、毎年330万円程度の費用がかかってくるか、今年度の実績も見てみないとわからないところです。一定額は必要となってきます。

(質) 初期費用が470万円で、運用費用が330万円ということですよ。

(答 生徒指導課長) そうですね、今年度の予算の状況はそういうことです。

その他の項目に関する質疑

○南部地域の体験教育旅行の支援について

(質) 知事ぶら下がり会見でもありましたが、南部地域の体験教育旅行への支援を県のほうでやるみたいですが、聞くとところによると、県内の小中学校の修学旅行を県内で済ませてしまうところが多いと思うんですが、その状況は把握されていますか。それともう1点、それをふまえてどういうふうに県教委としても流していくとか、そういうのはあるのでしょうか。

(答) 一部県内で修学旅行を実施するという市について把握しております。検討中というところもたくさんあるというふうに聞いております。県教育委員会としては、6月11日にもオンラインで29市町の教育委員会と結んで、観光局や南部地域活性化局、農林水産部で、県内のコース的なものを紹介させていただきました。それから7月6日に市町等教育長会議がありまして、これもオンラインでやるんですけども、予算もできるということであれば、その場面でもそういった具体内容を紹介させていただこうと、今のところ思っております。

(質) かなり把握していると言われたけど、県内実施は結構入っているんですか。

(答) ある市がそういうふうな意向であるということは、確認しておりますけれども。

(質) まだ公表はできないんですか。

(答) 検討中というか、日程をどの時期にするかということも、非常に悩んでみえるところもあるというふうに聞いております。

(質) そうでしょうね。第2波とかがあるかもしれないですし。

(答) そうですね。

(質) それって全体に県南部が多いんですか、修学旅行の行き先は。

(答) 私が今把握しているところでは、多くの市町が意思決定したところまでは把握していないんですけども、今申し上げたところは、県南部のところに修学旅行を変更したというふうに聞いております。

(質) 総合教育会議で教育委員が提案されて、割と知事も乗り気だったんですけど、それからいくと県南部も分らないではないが、北勢で桑名も含めて、例えば四日市の産業観光とかそういうのがあるだろうし、ある程度北勢方面も宿泊施設とかも含めて、そういう要請があるんじゃないですか。

(答) おっしゃるとおりで、コースとかいろんな体験ができたというふうな紹介については、観光局とかでもいろんなモデルコースなどがありますので、市町教育委員会に対しては、この前もそういったことも含めて紹介しましたし、今後も紹介をしていきたいというふうに思っております。

(質) 南部の市町でこっちに来てほしいというのがあるんだけど、別に教育委員会として南部に絞っているわけではないということですね。

(答) そうですね。今南部の方が予算措置もされているので、南部のところはこういうことがありますよということをプラスしての紹介になると思いますけど。

○定例会の議題と報告題について（三重県いじめ対策審議会と三重県いじめ問題対策連絡協議会について）

(質) 定例会の中身なんですけど、最初立ち上がった時に説明があったのかもしれないけど、いじめ対策審議会って、いじめ問題対策連絡協議会とどう違うんですか。

(答) いじめ防止対策推進法を根拠にしまして、地方公共団体が条例で定めるところに

よって、いじめ問題対策の関係者の連携を図るためにいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとなっています。それをふまえて、地方でのいじめ防止基本方針というのがあるわけですが、その対策をより実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるという二段構えになっておりますので、三重県の場合は、いじめ防止対策推進法ができた後、この両方を置かせていただいているという状況です。

(質) 法律上はいじめ防止対策推進法で、規則の部分である程度こういう区分けはできるけど、今まで活動していて、屋上屋を重ねて二重行政になっているような感じはないですか。

(答) 一方は連絡協議会ですので、学校とか教育委員会とか、児童相談所の責任のある人とか法務局とか、いじめ防止というのは多様な機関で取り組んでもらいますので、それぞれの連絡協議の場という形が一つです。それからもう一つは、先ほども申しあげましたけれども、教育委員会の附属機関として置くということは、いじめ防止の具体的な取組が、より実効的に行われるようにということですので、少し重なるというか共通する部分はあるかと思いますが、もともと目的が違いますので、屋上屋という認識ではないです。

(質) いじめ対策審議会と連絡協議会と、どちらのほうが上位機関ですか。例えば、同じ事案で意見や見解が対立する場合がありますよね。その場合には、両方からあがったのを、最終的に教育長とか教育委員会で判断するのか、それともいじめ対策審議会のほうが最終的な見解を出しているのか、附属機関なので、こちらを重視するとか、何かそういうのはあるんですか。

(答) 附属機関ですので、そこで審議していただいた事項は尊重することにはなると思うんですけども、もし事案によって見解が違ふとかいうことがあれば、最終的には教育委員会が決めさせていただくということになります。

(質) あまり色分けしたくないんだろうけど、連絡協議会よりも対策審議会のほうが重いわけですね。

(答) 連絡協議会のほうは、まさに連絡協議ということですので、児童相談所とか法務局とかが取り組んでいる事項とか、それまでの事案の中でもケーススタディ的にやっただくということになります。

(質) 似ていてわからないから聞いたんですけど。

(答) すいません。ちょっとうまく説明できていないかもわかりませんが。

○定例会の議題について（三重県立美術館協議会委員について）

(質) 美術館の協議会委員ですけど、これはずっと、美術館を運営している人とかそういう人は入っていないんですか。メンバー構成でいうと博物館とかは入っているけど、美術館と博物館は全然違うじゃないですか。

(答) 友の会とかではなく、運営そのものでということですか。

(質) 例えば、兵庫県立美術館の館長とか、外部であろうと内部であろうといいんだけど、

美術館関係者は1人ぐらい入れてないんですか。

(答) そうですね、館長とか運営そのものという形ではないですが、美術館協会の常務理事の方には入ってもらっています。

(質) あれは支援団体であって、経営側でもないし企画展も別にあの人たちがやるわけじゃないし、だから兵庫県の蓑さん(兵庫県立美術館の館長)のような美術館運営のエキスパートみたいな方は従来から入っていないんですね。

(答) そうですね。はい。

○定例会の報告題について(令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程について)

(質) 来年の高校入試の日程は、コロナに関して何か変更点とかはありますか。

(答) 日程そのものは変更点はございません。入試日程は現時点で変更はございません。

(質) 例年どおりですか。

(答) そうですね。

(質) 出題範囲とかはどうですか。

(答) 今、市町教育委員会に対して、県内の中学校3年生の授業の進捗見込み、単元の進捗見込みというのを確認しているところです。そして、7月9日に教育委員会定例会がございまして、毎年度そこで入試の方針等について報告するんですけども、入試の範囲についても、例年と何らかの違いがあるのか、例年どおりの内容なのかということも報告させていただく予定です。ですので、今市町に照会しつつ、それまでに教育委員会の中で最終的に検討するということです。

以上、16時39分終了